

ノロウイルス情報 第3号

県内における定点医療機関あたりの感染性胃腸炎の報告数は増加しており、報告数が10を超えている地域もあります。

12月になり、今後、さらなる増加が見込まれますので、感染拡大防止に努めましょう。

ノロウイルス食中毒予防の4原則

ノロウイルスは食品を介して、ごくわずかな量を摂取するだけでも感染し、食中毒を起こすことがあります。

食中毒を予防するためには、

- ◆ 調理する場所にウイルスを「**持ち込まない**」
- ◆ 持ち込んでも「**つけない**」・「**やっつける**」
- ◆ ウイルスによる汚染を「**拡げない**」

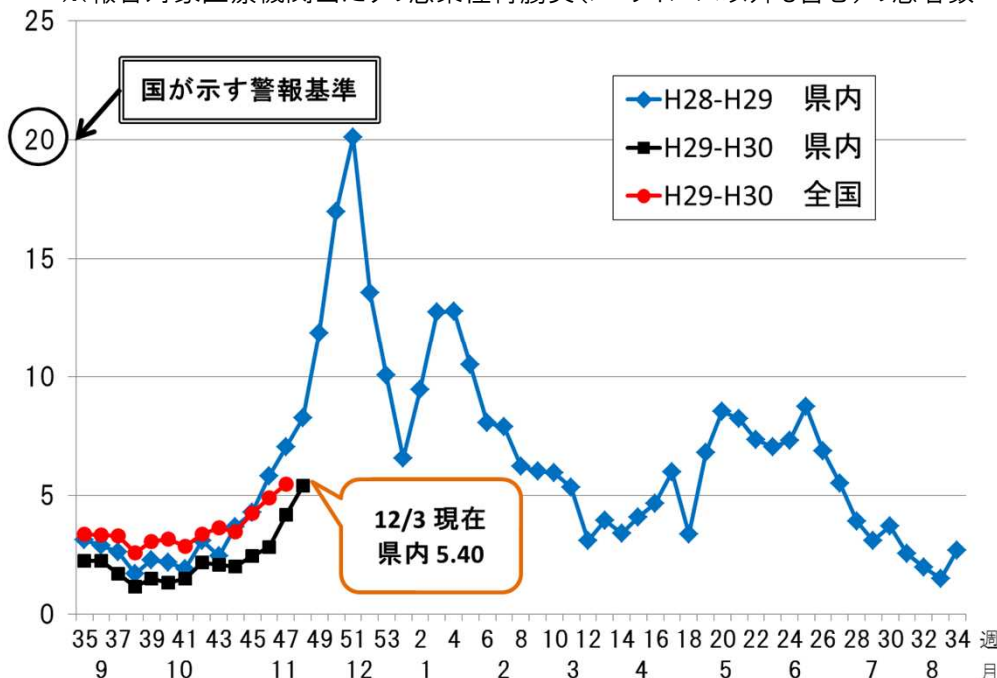
対策をとることで、ウイルスに汚染されていない環境を作る必要があります。

※ 4原則について、次号から1つずつ詳しくお知らせします。



感染性胃腸炎定点当たりの報告数※(感染症サーベイランス)

※報告対象医療機関当たりの感染性胃腸炎(ノロウイルス以外も含む)の患者数



次号は、平成29年12月25日頃に発行予定です。

<H29.11.27~12.3>

保健所ごとの報告数(定点当たり)

新潟市	7.94 (↑)
新発田	7.60 (↑)
新津	0.50 (↑)
三条	2.20 (↑)
長岡	2.50 (↑)
魚沼	- (↓)
南魚沼	- (↓)
十日町	2.00 (↑)
柏崎	5.00 (↑)
糸魚川	1.00 (↑)
村上	2.50 (↑)
佐渡	- (-)
上越	12.83 (↑)

※ ()内は、ノロウイルス情報第2号発行時との比較
(↑:増加、↓減少、-:増減なし)



詳しい予防のポイントは、新潟県ホームページ内「[にいがた食の安全インフォメーション](#)」をご覧ください。
ネットで「[にいがた食の安全](http://www.fureaikan.net/syokuinfo/)」と検索(http://www.fureaikan.net/syokuinfo/)し、最新情報の「ノロウイルス情報を掲載しました」からご覧いただけます。

<お問い合わせ> ◆生活衛生課 ☎025(280)5205 ◆健康対策課 ☎025(280)5200
もしくは 最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)まで

